

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第16号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職員)</p> <p>第2条 給与条例第40条の2第3項又は給与等条例第31条の2第3項に規定する教育職員は、校長<u>(園長を含む。)</u>、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の支給)</p> <p>第3条 給与条例第40条の2第1項に規定する<u>高等学校等</u>に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に当該各項に規定する算出率を、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は給与等条例第26条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は給与等条例第26条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条に規定する職員で、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務するもの(次号及び<u>第4号</u>に掲げる職員を除く。) その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第2条 給与条例第40条の2第3項又は給与等条例第31条の2第3項に規定する教育職員は、校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の支給)</p> <p>第3条 給与条例第40条の2第1項に規定する<u>中学校等</u>に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に当該各項に規定する算出率を、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は給与等条例第26条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は給与等条例第26条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条に規定する職員で、<u>中学校に勤務するもの</u> <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1</u>に掲げる額</p> <p>(3) 前条に規定する職員で、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務するもの(次号及び<u>第5号</u>に掲げる職員を除く。) その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>

(5) 前条に規定する職員で、幼稚園に勤務するもの その
者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別
表第1に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

(6) [略]

(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。